

鳥取県松くい虫等防除事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (適宜事業内容に応じて申請)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※着手届の提出は必要ありません。」と入れてください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：作業、支払いが終了し、事業量及び額が確定
※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から60日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※検査完了、額の確定通知を受けた後、請求書を提出いただき、支払いが行われます。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部・森林づくり推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7305 moridukuri@pref.tottori.jp